

# 京都教育大学における動物実験の実施に関する規程

平成19年12月10日 制 定

(趣 旨)

**第1条** この規程は、京都教育大学（以下「本学」という。）における動物実験を適正に行うため、動物実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「動物実験」とは、動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、第三号に定める施設等で飼養し、又は保管する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- 三 「施設等」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- 四 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- 五 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 六 「実験動物管理者」とは、飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。
- 七 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）及び動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）をいう。

(動物実験委員会)

**第3条** 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
- 二 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- 三 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。
- 四 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- 五 その他動物実験の適正な実施に関し必要なこと。

**2** 委員会は、審議結果を学長に報告するものとする。この場合において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 総務・企画担当理事
- 二 動物実験を実施する学科の教授又は准教授 若干名
- 三 人文・社会科学を専攻する教授又は准教授 若干名
- 四 その他学長が必要と認める者 若干名

**2** 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は前条第一号の理事をもって充て、副委員長は委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

**第6条** 前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。  
(動物実験の承認等)

**第7条** 動物実験責任者は、動物実験の実施に当たって、次の各号に掲げる事項を踏まえ、所定の様式により動物実験計画書を作成し、委員会の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

一 代替法の利用 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

二 実験動物の選択 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。

ア 動物実験の目的に適した実験動物の種の選定

イ 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

ウ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

三 苦痛の軽減 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

2 委員会の長は、前項の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について委員会の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。

4 委員会の長は、承認した実験計画を学長に報告しなければならない。

5 学長は、委員会から第3条第2項の具申を受けたときは、動物実験責任者にその実験の中止等を命ずることができる。

(動物実験の実施)

**第8条** 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 承認を得た施設等において動物実験を行うこと。

二 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等に従うこと。

(実験実施後の報告)

**第9条** 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用実験動物数、計画からの変更の有無等について委員会の長を通じ、学長に報告しなければならない。

(施設等の承認等)

**第10条** 施設等を設置する場合は、動物実験責任者は、所定の様式により申請書を委員会に提出して、その承認を得なければならない。

2 委員会の長は、承認した施設等の概要等を学長に報告しなければならない。

(施設等の要件)

**第11条** 施設等の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 実験動物管理者が置かれていること。
- 二 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- 三 実験動物の種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- 四 床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 五 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- 六 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理等)

**第12条** 実験動物管理者は、承認された施設等の維持管理及び改善に努め、実験動物を適正に管理しなければならない。

(施設等の廃止)

**第13条** 施設等を廃止する場合は、実験動物管理者は、所定の様式により廃止届を委員会の長を通じ、学長に届け出なければならない。

2 施設等を廃止する場合は、実験動物管理者は、必要に応じて飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

**第14条** 委員会の長は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

**第15条** 動物実験実施者等は、前条により委員会の長が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(記録の保存及び報告)

**第16条** 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 委員会の長は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、所定の様式により年度ごとに学長に報告しなければならない。

(譲渡)

**第17条** 動物実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、当該譲渡を受ける者に、必要な情報を提供しなければならない。

(危害防止)

**第18条** 委員会の長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 委員会の長は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 委員会の長は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防

の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。

4 委員会の長は、有毒な実験動物を飼養し、又は保管する場合は、人への危害の発生の防止のために必要な事項を定めておかなければならない。

5 委員会の長は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験の実施に無関係の者を実験動物に接触させないためにとるべき措置を講じておかなければならない。

(緊急時の対応)

**第19条** 学長は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 学長は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(教育訓練)

**第20条** 動物実験実施者等は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて教育訓練を受けなければならない。

- 一 関係法令、指針等及び本学の規程等
- 二 動物実験の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- 四 安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

(自己点検・評価)

**第21条** 委員会は、動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

(情報公開)

**第22条** 本学における動物実験に関する自己点検・評価等に関する情報を公表するものとする。

(適用除外)

**第23条** 畜産に関する飼養管理の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（産業用家畜と見なされる動物種に限る。）及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

(実施規定)

**第24条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年12月10日から施行する。

2 この規程施行の後、最初に委嘱される第4条第二号、第三号及び第四号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

別紙様式（第7条関係）

## 動物実験計画書

平成 年 月 日

京都教育大学動物実験委員会委員長 殿

動物実験責任者	(所属・職名) (氏名)
動物実験の実施場所	動物実験施設 その他 ( )
動物の飼育場所	動物実験施設 その他 ( )
研究課題等	
動物実験の目的	
動物実験の実施予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実験動物名（本実験に使用する全ての動物）	
動物実験の方法（該当するものに○印をつけ（ ）内にその実際を記入）	
a 解剖実習等 b 試料投与（試料名： 、投与部位及び方法） c 材料採取（材料名： ） d 外科的処置（処置内容： ） e 行動観察 f 遺伝実験 g 毒性実験（使用物質： ） h 感染実験（使用微生物： ） i 組み替えDNA実験 j その他（内容： ）	
動物実験を必要とする理由（該当するものに○印をつけその他にはその内容を記入）	
1 代替手段がない 2 代替手段の精度が不十分 3 代替手段の経費が大きすぎる 4 その他（内容： ）	
動物の苦痛排除の方法（該当するものに○印をつけ（ ）内にその実際を記入）	
1 特に苦痛はない 2 短時間の手や器具による保定 3 麻酔薬等投与（薬剤名： ） 4 その他（内容： ）	
安楽死法（該当するものに○印を付けその他にはその内容を記入）	
1 麻酔薬等過剰投与（薬品名： ） 2 頸椎脱臼 3 炭酸ガス 4 その他（内容： ）	
実験動物処理方法	
動物実験実施者（全員を記入すること。）	
(所属・職名等・氏名)	
※動物実験計画書の認否	承認（平成 年 月 日） 否承認（平成 年 月 日）
※動物実験委員会の意見等	

別紙様式（第9条関係）

平成 年 月 日

動物実験委員会委員長 殿

動物実験責任者 所属職名  
氏 名

### 動物実験終了報告書

京都教育大学における動物実験の実施に関する規程第9条に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 動物実験実施者

2 実験動物名

3 実験終了後の処置

4 備考

別紙様式（第10条関係）

平成 年 月 日

動物実験委員会委員長 殿

動物実験責任者 所属職名  
氏 名

### 動物実験施設等の設置届

京都教育大学における動物実験の実施に関する規程第10条に基づき、下記の飼養保管施設の承認について申請します。

- 1 設置する施設の名称
  
- 2 実験動物管理者名（所属職名・氏名・実験動物の取扱いの経験年数）
  
- 3 施設の概要  
建物名称・室名・室番号等  
  
飼養保管設備  
  
逸走防止策（ケージの施錠、窓や排水口の封鎖等）  
  
衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備等）  
  
臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
  
- 4 特記事項

別紙様式（第13条関係）

平成 年 月 日

動物実験委員会委員長 殿

動物実験責任者 所属職名  
氏 名

### 動物実験施設等廃止届

京都教育大学における動物実験の実施に関する規程第13条に基づき、下記のとおり届出いたします。

#### 記

- 1 廃止する施設または実験室名
  
- 2 実験動物管理者名
  
- 3 廃止年月日 平成 年 月 日
  
- 4 廃止後の利用予定
  
- 5 廃止時に残存した実験動物の措置  
残存実験動物の有無 有 無  
有の場合の措置
  
- 6 特記事項

